**“きれいな水” 流していますか？**

**一般社団法人 静岡県浄化槽協会**

**入　会　案　内**

《 2025　年　度　版　》

　　**１　協会の概要**

　　　・一般社団法人静岡県浄化槽協会とは

　　　・協会の沿革

　　　・協会の現状

　　　・協会の主な活動

　　　・会員の恩典

　　　・本部、支部一覧

　　**２　入会の手続き**

　　　・会員種別

　　　・入会資格

　　　・入会手続き

　　　・入会金及び会費

　　**[参　考]**

　　　・定款（抜粋）

・関係規程

　　　・入会申込書様式

**１ 協会の概要**

**◆一般社団法人静岡県浄化槽協会とは**

一般社団法人静岡県浄化槽協会は、昭和48年に静岡県浄化槽工業会などの３団体により設立された「静岡県浄化そう協会」を母体として、平成26年４月に静岡県から認可された、県下の浄化槽関係業者を統括する唯一の公益的な法人です。

県内には10の支部があり、浄化槽の整備拡大を図るとともに、浄化槽に関する広報活動などを行っています。

また、上部団体として、各県の協会で構成される「一般社団法人全国浄化槽団体連合会」があり、主な関係団体としては、静岡県環境整備事業協同組合、日本環境保全協会静岡県連合会や一般社団法人静岡県管工事工業協会などがあります。

**◆協会の沿革**

　昭和48年１月　　　静岡県浄化槽工業会、静岡県浄化槽維持管理業管理士会、静岡

市衛生事業組合の３団体により「静岡県浄化そう協会」を設立

　昭和48年３月　　　静岡県から「社団法人静岡県浄化そう協会」設立許可

　昭和61年５月　　　団体名を「社団法人静岡県浄化槽協会」に変更

　平成26年４月　　　「一般社団法人静岡県浄化槽協会」に法人移行

**◆協会の現状**

　所在地　　　静岡市駿河区中田本町2番10号 A101

　会員数　　　377社(2025年3月末現在)

　組織構成　　　県内会員(369)、県外会員(4)、賛助会員(4)

　支部構成　　　賀茂(16)、東豆(24)、三島田方(26)、沼津駿東(50)、富士(57)、

静岡(54)、志太榛原(90)、東遠(19)、西遠(33)

　会員業種　　　製造、販売、施工、保守、清掃、薬資

役　　員　　　理事長　大沼 智

副理事長　多治見 則之　芦澤 剛彦　辻村 徳和

専務理事　多治見 則之

常務理事(9)、理事(10)、監事(3)、相談役(1)、顧問(4)

**◆協会の主な活動**　・浄化槽の正しい知識の普及と啓発

・浄化槽についての相談事業、巡回指導

・浄化槽業務に関連する研修会、講習会

・浄化槽に関する調査、研究

・浄化槽の保証登録制度

**◆会員の恩典**　・会員証が貸与され標示できます。

　　　　　　　　・本会が主催する研修会等に参加でき修了証が付与されます。

　　　　　　　　・書式集や参考図書等が割引価格で入手できます。

　　　　　　　　・各種の表彰が受けられます。

　　　　　　　　・業界報等の情報が提供されます。

　　　　　　　　・本会のホームページに掲載できます。

　　　　　　　　・浄化槽保証登録制度の登録料が割引されます。

**◆本部、支部一覧**

**［本　部］**

〒422-8043

静岡市駿河区中田本町

2番10号 A101

TEL：054-283-7055

FAX：054-283-7057

URL：http://www.ssjk.jp

MAIL：info@ssjk.jp



**［支　部］**（2024年11月8日現在)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **賀　茂** 支部長：辻村徳和 | 所在地 | 〒413-0701　下田市落合字右内平575　下田市指定水道工事人(協) 内 |
| 連絡先 | TEL　0558-23-0529 FAX　0558-23-0529 |
| 所属市町 | 下田市　東伊豆町　河津町　南伊豆町　松崎町　西伊豆町 |
| **東　豆**支部長：山下博之 | 所在地 | 〒414-0002　伊東市湯川695-6　山下管工設備 内 |
| 連絡先 | TEL　0557-36-0941 FAX 0557-36-0945  |
| 所属市町 | 熱海市　伊東市 |
| **三島田方**支部長：山田佑介 | 所在地 | 〒419-0124　田方郡函南町塚本231-2　㈲朋栄 内 |
| 連絡先 | TEL　055-978-7720　　FAX　055-978-1320 |
| 所属市町 | 三島市　伊豆市　伊豆の国市　函南町 |
| **沼津駿東**支部長：西島隆彦 | 所在地 | 〒410-0052　沼津市大諏訪731　沼津環境会館 内 |
| 連絡先 | TEL　055-957-5225　　FAX　055-957-5226 |
| 所属市町 | 沼津市　御殿場市　裾野市　小山町　清水町　長泉町 |
| **富　士**支部長：早房英晃 | 所在地 | 〒417-0807　富士市神戸428-1　㈲秋山配管工業所 内 |
| 連絡先 | TEL　0545-30-8920　　FAX　0545-30-8920 |
| 所属市町 | 富士市　富士宮市 |
| **静　岡**支部長：八嶋智徳 | 所在地 | 〒421-3103　静岡市清水区由比77-2　㈲由比環境保全センター 内 |
| 連絡先 | TEL　054-375-2453　　FAX　054-375-5417 |
| 所属市町 | 静岡市 |
| **志太榛原**支部長：増田直樹 | 所在地 | 〒426-0022　藤枝市稲川440-3　藤枝市水道指定工事店(協) 内 |
| 連絡先 | TEL　054-646-1725　　FAX　054-646-1725 |
| 所属市町 | 藤枝市　島田市　焼津市　御前崎市　牧之原市　吉田町　川根本町 |
| **東　遠**支部長：髙橋　勇 | 所在地 | 〒436-0083　掛川市薗ヶ谷924-1　掛川市管工事業(協) 内 |
| 連絡先 | TEL　0537-22-8033　　FAX　0537-29-7079 |
| 所属市町 | 掛川市　菊川市　袋井市　磐田市（旧豊田町除く）　森町 |
| **西　遠**支部長：村田貴之 | 所在地 | 〒433-1115　浜松市西区和地町5199-1 |
| 連絡先 | TEL　053-540-6248　　FAX　053-540-6281 |
| 所属市町 | 浜松市　湖西市　磐田市（旧豊田町区域） |

**２ 入会の手続き**

**◆会員種別**

　・正会員　　・賛助会員　　・特別会員

**◆入会資格**

　・正会員：浄化槽に関連する業者であって、本会の目的に賛同し所属支部の承認を得た者

　・賛助会員：本会の目的及び事業に賛助協力するために入会した個人または法人

　・特別会員：本会に功労のあった者または学識経験者で、理事会において推薦され

　　　　　　　た者

**◆入会手続き**

　　本会に入会しようとする者は、別に定める入会金及び会費とともに、入会申込書(別紙様式)に所有する免許証等の写を添付して、所属の支部(長)を経由して提出してください。　　　（注）本部理事会の承認を得て、入会が認められます。

**◆入会金及び会費**　　　（注）協会本部分と各支部分が必要となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 協 会 本 部 分 | 各支部分 | 合　　計 |
| 入会金 | 正会員 | 　　　　　10,000円 |  |  |
| 賛助会員 | 20,000円 |  | 20,000円 |
| 会 費 | 正会員 | 月額　　　　1,500円 |  |  |
| 賛助会員 | 年額　　 　30,000円 |  | 年額　　 30,000円 |
| 納付方法 | 正会員 | 年４回(４半期毎)に分け各期の初月に納付 |  |  |
| 賛助会員 | 年額を年度の初月に納付 |  |  |

**[参　考]**

・定款（抜粋）

・会員の取扱規程

・入会申込書様式

**一般社団法人静岡県浄化槽協会定款（抜粋）**

**第　１　章　　　　　　　　　　　総　　　　　則**

（名称）

**第　１条**　本会は、一般社団法人静岡県浄化槽協会という。

（事務所）

**第　２条**　本会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

（目的）

**第　３条**　本会は、浄化槽及び排水処理施設の整備を促進するために必要な調査研究及び広報活動を行うとともに、行政当局と密接な連携を保ち、浄化槽の責任ある施工及び適切な維持管理を推進することにより、環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

**第　４条**　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）浄化槽の正しい知識の普及に関する事業

（２）浄化槽に係る相談に関する事業

（３）浄化槽に係る図書その他の印刷物の刊行に関する事業

（４）浄化槽及び排水処理に係る調査及び研究に関する事業

（５）浄化槽に係る講習会、研修会等、会員の知識の普及及び技術の向上に関する事業

（６）会員の施工した浄化槽に構造上又は施工上の欠陥があった場合における保証に関する事業

（７）浄化槽設備士、浄化槽管理士等の技術の向上に関する事業

（８）その他本会の目的を達成するために必要な事業

**第　２　章　　　　　　　　　　　会　　　　　員**

（種別）

**第　５条**　本会の会員は、次の3種類とする。なお、正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

1. 正 会 員　本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
2. 賛助会員　本会の目的及び事業に賛助協力するために入会した個人又は法人
3. 特別会員　本会に功労のあった者、又は学識経験者で理事会において推薦されたもの

（入会）

**第　６条**本会に入会しようとする者は、入会金及び会費を添えて、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金）

**第　７条**　正会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

（会費）

**第　８条**　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

**第　９条**　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

**第　10条**会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（２）その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

**第　11条**　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第８条の支払義務を１年以上履行しなかったとき。

（２）総正会員及び総賛助会員が同意したとき。

（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（拠出金品の不返還）

**第　12条**　会員資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

一般社団法人静岡県浄化槽協会会員の取扱規程

第１条　この規程は、一般社団法人静岡県浄化槽協会(以下「本会」という。)定款に定めるもののほか、本会の会員資格及びその取扱いについて必要な事項を定める。

第２条　本会への入会の申込みは、別記様式の入会申込書に、別に定める入会金を添えて、静岡県浄化槽協会の所属支部(以下「所属支部」という。)を経由して提出するものとする。

第３条　会員は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び、この法律に基づく条例、規則及び要綱等、その他本会の指示に従うほか、次の義務を負う。

（1）所属の登録技術者に係る行為について責任を負うこと。

（2）違反工事の防止に協力すること。

（3）本会への届出事項に異動が生じたときは、10日以内に理事長へ届け出て承認を

得ること。

第４条　入会金及び会費の金額は、次のとおりとする。

（1）入会金

　　　　正会員　　10,000円

　　　　賛助会員　　20,000円

（2）会　費

　　　　正会員（月額）　　 1,500円

　　　　賛助会員（年額）　　30,000円

 2　正会員の会費は、年4回(4半期毎)に分け各期の初月に、賛助会員の会費は、年額を年度の初月に納付する。

3　入会時における会費は、正会員にあっては入会月の月割とし、賛助会員にあっては年額とする。

第５条　会員が退会しようとするときは、別記様式の退会届を所属支部を経由して提出するものとする。

附　則

この規程は、一般社団法人静岡県浄化槽協会の設立の登記の日から施行する。

　附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。



